

役員報酬等に関する規程

平成28年12月22日	制 定
平成29年 6月30日	一部改正
平成30年 3月23日	一部改正
平成31年 3月28日	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、職務加算、通勤手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 職務加算については、別表3に定める額
 - (3) 通勤手当については、別表4に定める額
 - (4) 住居手当については、別表5に定める額
 - (5) 寒冷地手当については、別表6に定める額
 - (6) 期末手当については、別表7に定める額
 - (7) 勤勉手当については、別表8に定める額
 - (8) 退職手当については、別表9に定める額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定

める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第24条に準じた日とする。
 - (2) 寒冷地手当については、毎年10月とする。
 - (3) 期末手当及び勤勉手当については、毎年6月及び12月とする。
 - (4) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(第4条第1項(1)、(6)、(7)別表の一部改正)

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第4条第1項(7)別表の一部改正)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第4条第1項(7)別表の一部改正)

別表1 非常勤役員の費用弁償額
日額 1,000円

別表2 常勤役員の報酬

設定額	適用
月額 158,000円	
月額 163,000円	勤続年数4年を経過し、次の4月1日に設定

別表3 常勤役員の職務加算
月額 95,000円

別表4 常勤役員の通勤手当

手段	距離	金額(月額)
公共交通機関	片道 2km以上	実費
自家用車	片道 2km以上 5km未満	2,000円
	片道 5km以上 10km未満	4,200円
	片道 10km以上 15km未満	7,100円
	片道 15km以上 20km未満	10,000円
	片道 20km以上 25km未満	12,900円
	片道 25km以上 30km未満	15,800円
	片道 30km以上 35km未満	18,700円
	片道 35km以上 40km未満	21,600円
	片道 40km以上	24,400円

別表5 常勤役員の住居手当

家賃の額	支給額
3,000円～10,000円	家賃の額－3,000円＝支給額
10,000円以上	(家賃の額－10,000円) × 1/2 (限度額20,000円) +7,000円＝支給額 (上限額 27,000円)

別表6 常勤役員の寒冷地手当

区分	手当額
世帯主(扶養親族等がある)	40,800円
世帯主(その他の世帯主)	25,400円
その他	14,200円

別表7 常勤役員の期末手当

6月の期末手当 (月額報酬+職務加算) × 0.6125
12月の期末手当 (月額報酬+職務加算) × 0.6875

別表8 常勤役員の勤勉手当

6月の勤勉手当 (月額報酬+職務加算) × 0.925
12月の勤勉手当 (月額報酬+職務加算) × 0.925

別表9 常勤役員の退職手当

5,000円 × 勤続月数 (勤続1年以上で退職した者)